

たまたま子育てネットワーク 会則

(名称)

第1条 この会は「たまたま子育てネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」と称する。

(目的)

第2条 この会は、子育てがしやすくまた楽しめるものになるよう、多摩区内の子育て当事者・支援者が、日常の生活の中での情報のやりとりを促進するためのネットワークづくりを目的とする。

(組織)

第3条 ネットワークの会員は、この会の目的に賛同する個人および団体をもって構成する。

2 正会員はネットワークの目的に賛同し、目的を達成するための各種活動の企画・運営を行うことができ、会員の特典をうけることができる。

3 賛助会員はネットワークの目的に賛同し、会費納入によって協力を行うことができる。

(役員)

第4条 この会に、次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 会計 1名

2 役員は、会員の互選により選出し、その任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(監査)

第5条 この会に監査を2名設ける。

2 監査は、この会の業務の執行状況および会計について監査を行い、その結果を総会に報告する。

(会議)

第6条 会議は次の二つを置く。

(1) 総会

(2) 定例会

2 総会は、年一回年度始めの開催を原則とし、役員の変更、事業報告、決算報告、事業計画、予算、会則の改正などを協議する。

3 総会は、この会の業務を決定するため会員をもって組織し、代表がこれを召集し、その議長となる。なお会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。可否同数のときは議長の決するところにより、委任状がある場合は出席とみなす。

4 定例会は、この会の日常の軽易な業務を決定するため会員をもって組織し、代表がこれを召集し、議事運営に当たる。

5 その他、交流会を設けることができる。

(役員の職務)

第7条 代表は会務を統轄する。

- 2 副代表は代表を補佐し、これに事故あるときは職務を代行する。
- 3 会計は会の金銭出納帳簿等の事務を処理する。

(会費)

第8条 この会の会計は、会費と助成金、寄付金その他をもって充てる。

- 2 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 年会費は次のとおり定める。
正会員 1,200円(100円/月、年払い)
賛助会員 2,000円(賛助金/1口)
- 4 正会員は毎年4月に年会費を一括して納めるものとする。また、年度途中より参加した正会員は、参加した当該月から年度末月(3月)までの年会費を一括で納めるものとする。
- 5 正会員が年度途中で退会した場合、すでに納められた年会費は返却しない。
- 6 賛助会員は、年度途中で入会した場合でも賛助金として1口2,000円以上の年会費を納める。年度途中で退会した場合、すでに納められた年会費は返却しない。

付則

- 1 この会則は2005年9月18日から施行する。

申込書

2005年 月 日

No	No

会費領収書

2005年 月 日

氏名 _____

住所 〒 _____

電話 _____

FAX _____

E-mail _____

氏名 _____

たまたま子育てネットワーク

会費として _____ 円

領収いたしました。

